

令和8年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

申告期限：令和8年1月31日まで

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税されます。償却資産を所有されているかたは、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日※用語集①）現在所有しているこれらの資産について、1月31日（休日の場合翌開庁日）までに申告することが義務付けられています。

つきましては、この手引きをご覧いただき、柏市内に所在する償却資産について、申告書等を作成いただき、期日までに御提出くださいますようお願いします。なお、期日間近の混雑をさけるため、1月16日（金）までの提出に御協力ください。

申告方法

◆電子申告による場合

「e LTAX（エルタックス）」による申告を受け付けています。

※e LTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

※利用開始、操作方法等については、e LTAXヘルプデスクまでお問合せください。

※e LTAXヘルプデスク (<https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/>)

◆書類による場合

柏市役所へ直接持参または郵送で受け付けています。

※沼南支所、柏の葉サービスコーナー、各出張所では受け付けていません。

※郵送で申告する方で、受付印を押した「控」の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した返信用封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。

提出先及び問い合わせ先

柏市役所 財政部 資産税課 儚却資産担当

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

電話 04(7167)1125 (直通)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日を除く）

目次

I	償却資産について	1～6ページ
II	償却資産の申告について	7～8ページ
III	申告書等の記入例	9～12ページ
◆個人番号・法人番号の取扱いについて	13ページ	
◆用語集	13ページ	
◆チェックシート	14ページ	

柏市

I 償却資産について

1. 償却資産とは

固定資産税の課税対象物件のひとつで、会社や個人で事業を営んでいる方が事業の用に供する資産をいいます。具体的には「構築物」や「機械・装置」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」、「工具・器具及び備品」などで、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費として扱われるものをいいます。

事業の用に供する資産とは

現に事業の用に供されている資産はもちろんのこと、事業の用に供する目的を持って所有され、かつ、それが事業の用に供することができる状態にあるものであれば含まれます。

※一時的に活動を停止し、遊休・未稼働の状態にある資産も対象となります。

【償却資産の種類と具体例】

資産の種類		主な償却資産の例示
第1種	構築物	舗装路面、門・塀・緑化施設等の外構工事、自転車置場、屋上看板等の広告設備、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	内装・内部造作、受変電設備、予備電源設備、蓄電池設備、屋外設備工事等 ※詳しくは4ページの【家屋と償却資産の区分表】をご参照ください。
第2種	機械及び装置	機械式駐車設備、工作機械・印刷機械等の各種産業用機械及び装置、クレーン等建設機械等
第3種	船舶	ボート、釣り船、遊覧船、貨物船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「9」、「90～99」及び「900～999」の車両）等 ※但し、自動車税・軽自動車税の対象となるものは除かれます。 ※詳しくは、柏市ホームページをご確認ください。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;">柏市 償却資産 車両</div>
第6種	工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、応接セット、パソコン、プリンター、コピー機、レジスター、陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、理容・美容機器、医療機器、ルームエアコン等

業種別の主な償却資産

業種別に申告が必要な償却資産を例示しますと、次のとおりです。

()内の数字は、各資産の標準的な耐用年数（※用語集④）です。

耐用年数は、用途や素材により異なる場合があります。

各業種共通	受変電設備(15), 中央監視装置(18), 墬(ブロック造(15), 金属造(10)), 舗装路面(コンクリート(15), アスファルト(10)), 看板(金属製(20), その他(10)), ルームエアコン(6), 事務机(15), 椅子(15), ロッカー(15), キャビネット(15), レジスター(5), パソコン(4), コピー機(5), LAN設備(10または18), 内装(テナント施工もの・家屋の評価に含まれないもの)（合理的に見積った年数）等
飲食業	飲食店業用設備(8), 接客業用家具(5), 冷蔵庫(6), カラオケ機器(5)等
理容業・美容業	理容・美容椅子(5), 消毒滅菌器(5), タオル蒸器(5), パーマ器(5), サインポール(3)等
クリーニング業	洗濯業用設備(13), 給排水設備(15)等
小売業	陳列棚(冷凍機付・冷蔵機付(6), その他(8)), 自動販売機(5), 冷蔵ストッカー(4)等
医院・歯科医院	レントゲン機器(6), ファイバースコープ(6), 手術機器(5), ベッド(8), 手術台(5), 消毒殺菌用機器(4), 歯科診療用ユニット(7), 調剤機器(6)等
加工業・修理業	金属製品製造業用設備(10), 測定工具(5), 検査工具(5)等
ガソリン販売業 自動車整備業	自動車整備業用設備(15), ガソリンスタンド設備(8), 照明設備(15), 独立キャノピー(45)等
農業	農業用設備(7), ビニールハウス(14)等
不動産賃貸業	機械式駐車設備(10), 駐車場舗装(コンクリート舗装(15), アスファルト舗装(10)), 車止め(10), 側溝(15), 屋外給排水設備(15), 外灯(10), 駐輪場設備(10), フェンス(10), 緑化施設(植栽・花壇等(20)), ごみ置き場(7), 宅配ボックス(10), 防犯カメラ(6), ルームエアコン(6), 太陽光発電設備(17)等

※耐用年数の詳細は、電子政府の総合窓口『e-Gov』の「法令検索」より、減価償却資産の耐用年数等に関する省令にてご確認ください。

e-Gov 耐用年数



2. 申告の必要がある資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。申告対象資産の課税標準額（※用語集②）の合計が免税点（※用語集③）未満となる場合でも申告は必要です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- (1) 債却資産（耐用年数（※用語集④）が経過した資産）
- (2) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (3) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (4) 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供しえるもの）
- (5) 建設仮勘定で経理している資産（賦課期日（※用語集①）までに完成し、事業の用に供している部分）
- (6) 借用資産（リース資産）で、契約の内容が所有権留保付割賦販売と同様である資産
- (7) 家屋の所有者と異なる賃借人（テナント）が賃貸物件に施工した内装、造作、建築設備等（家屋の評価に含まれる内装、造作、建築設備等は、申告対象外。（※詳しくは4ページ「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。））
- (8) 建物附属設備等において、税務会計上、建物として一括で減価償却していても、地方税法上、家屋の評価に含まれないもの

3. 申告の必要がない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象であるもの
(詳細は柏市ホームページにてご確認ください。[柏市 債却資産 車両](#) )
- (2) 固定資産税（土地・家屋）が課されるもの（舗装工事や外構工事等を行った場合には、申告が必要になります。詳しくは資産税課までお問い合わせください。）
- (3) 生物（ただし、鑑賞用・興行用の生物は申告の対象となります。）
- (4) 無形固定資産（電話加入権やパソコンのソフトウェア等）

少額の減価償却資産の取扱い

取得価格が30万円未満の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。

詳細は、次の表をご参照ください。

取得価額	償却方法	個別減価償却	中小企業特例 (* 1)	3年一括償却	一時損金算入 又は必要経費
10万円未満				X 申告対象外 (* 2)	X 申告対象外 (* 2)
10万円以上 20万円未満		○ 申告対象	○ 申告対象		
20万円以上 30万円未満					
30万円以上					

* 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のものは、申告対象外です。

* 1 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です。しかし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

* 2 令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産は、当該償却方法から除外されます。

4. 賃借人（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産について

賃借人（テナント）が賃借建物に施工した内装、造作、建築設備等の事業用資産については、賃借人が償却資産として申告してください（地方税法第343条第10項）。

【家屋と償却資産の区分表】

※下の表は、主な設備を例示したものです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備	屋外設備一式、非常用照明器具（誘導灯、非常灯）		○		○
	照明器具設備	屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管、配線、端子盤等	○			○
	L A N 設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管、配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機※、親機、子機等	○			○
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		○		○
		配管、配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	太陽光発電設備	設備一式（屋根材一体型を除く）		○		○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の給水設備（配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等）	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
空調設備	空調設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
		ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア設備等		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		○		○
	その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫の冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、看板、ネオンサイン等、簡易間仕切、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・緑化施設等）		○		○

※平成26年12月31日以前に取得した集合玄関機等は、家屋と設備等の所有者が同じ場合、償却資産の対象となります。

5. 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定による一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

該当する償却資産を新たに取得された方や使用用途等に変更が生じた方は、「固定資産税非課税規定の適用申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、提出してください。

なお、提出様式等の詳細については、柏市財政部資産税課へお問い合わせください。

(2) 課税標準の特例の適用を受ける償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定による一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る申告書」をご請求のうえ必要事項を記入し、特例適用に係る資料とともに提出してください。

なお、提出様式は柏市ホームページよりダウンロードできます。もしくは柏市財政部資産税課へお問い合わせください。

柏市 儻却資産 申告



【償却資産に係る特例対象資産（一部抜粋）】

中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した一定の条件を満たす償却資産

特例対象資産	賃上げ表明	取得時期	適用期間	特例率
改正前 令和7年3月31日以前の取得資産	無	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	3年間	2分の1
	有 (1.5%以上)	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	5年間	3分の1
	有 (1.5%以上)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	4年間	3分の1
改正後 令和7年4月1日以降の取得資産	無 (又は1.5%未満)	×	×	×
	有 (1.5%以上)	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	3年間	2分の1
	有 (3%以上)	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年間	4分の1

※償却資産の特例を適用するには、事前に先端設備導入計画について認定を受ける必要があります。

認定申請については、下記までお問い合わせください

経済産業部 産業政策・スタートアップ推進課

柏市柏5丁目10番1号（本庁舎別館4階） 電話番号：04-7167-1141（直通）

6. リース資産の申告について

リース資産はその契約内容により、資産を貸している方（リース会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している方に申告していただく場合があります。リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は、次のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	×	<input checked="" type="radio"/> <u>資産の所在地に</u> <u>申告が必要</u>
【実際の売買にあたるようなリース資産】 期間満了後に資産が 使用者の所有物となる場合	<input checked="" type="radio"/> 自己の資産として <u>申告が必要</u>	×

※なお、平成20年4月1日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、法人税・所得税における所得の計算上、売買取引と取扱うよう変更されておりますが、固定資産税（償却資産）においては、資産を貸している方（リース会社）が申告する必要がありますので、ご注意ください。

7. 国税の取扱いとの主な違い

国税（所得税・法人税）と地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いの主な違いは、次の表のとおりです。

項目	国税の取扱い (所得税・法人税)	地方税の取扱い (固定資産税（償却資産))
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度	旧定率法（固定資産評価基準に定める減価率による）
前年中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却 (所得税法・法人税法)	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）
中小企業者等の少額減価償却資産の 取得価額の損金算入の特例 (租税特別措置法)	必要な経費又は損金に 算入が可能	課税対象です

II 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

令和8年1月1日現在、柏市内に会社や個人で、工場、商店、共同住宅、駐車場、病院、事業所等を経営している方（テナントを含む）や、柏市内の他の事業者に償却資産を貸し付けている方です。

2. 提出していただく書類

(1) 初めて申告される方

令和8年1月1日現在、所有している全資産を申告してください。

資産の状況	ご提出書類	記入例	留意事項
資産をお持ちの方	償却資産申告書（償却資産課税台帳）	9～10ページ	
	種類別明細書（増加資産・全資産用）※緑色の用紙	12ページ	(※1) (※2)
資産をお持ちではない方	償却資産申告書（償却資産課税台帳）	9～10ページ	『18.備考(添付書類等)』へ 「2 該当資産なし」に○を記入

※1 増加資産の理由は種類別明細書『増加事由』欄の該当項目に○をしてください。

詳しくは、12ページの記入例をご覧ください。

※2 償却資産申告書に**申告漏れの資産がある場合は**、その記載内容により、**過年度に遡って更正をします。**

詳しくは、11～12ページの記入例をご覧ください。

(2) 前年度に申告された方

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの、**減少資産及び増加資産**（申告漏れ資産を含む）を申告してください。

資産の状況	ご提出書類	記入例	留意事項
資産の移動がない方	償却資産申告書（償却資産課税台帳）	9～10ページ	『18.備考(添付書類等)』へ 「1 増減なし」に○を記入
資産が減少または 増加した方	償却資産申告書（償却資産課税台帳）	9～10ページ	
	種類別明細書（減少資産用）※赤色の用紙	11ページ	
	種類別明細書（増加資産・全資産用）※緑色の用紙	12ページ	(※1) (※2)

※1 増加資産の理由は種類別明細書『増加事由』欄の該当項目に○をしてください。

詳しくは、12ページの記入例をご覧ください。

※2 償却資産申告書に**申告漏れの資産がある場合は**、その記入内容により、**過年度に遡って更正をします。**

詳しくは、11～12ページの記入例をご覧ください。

(3) 前年に柏市での事業をやめた方

◇完全に事業を廃業された方

償却資産申告書（償却資産課税台帳）右下『18.備考欄』の「3.廃業・解散」に○で囲み、廃業・解散日を記入の上で提出してください。

◇事業自体は継続するが柏市での事業をやめた方

償却資産申告書（償却資産課税台帳）中段「前年前に取得したもの（イ）」と「前年中に減少したもの（ロ）」の数値を一致させ、合計額に「0」と記入してください。

また、申告書右下『18.備考欄』に「全資産減少」と記入の上で提出してください。

※申告に必要な書類（申告書、増加・減少明細書 等）は、柏市ホームページからダウンロードできます。

柏市 償却資産 申告

検索 

※電子申告については、eLTAXのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

[3. 郵送で申告をされる方へ]

- (1) 受付印を押した「控」の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した返信用封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。
- (2) 申告期限前後は申告が集中するため、返送には2週間前後のお時間をいただく場合があることをご了承願います。
- (3) 12月末までに申告されました、償却資産申告書の「控」は、1月5日以降の返送となります。

[4. 電算申告をされる方へ]

- (1) 柏市の申告書様式ではなく、電子計算機（全資産申告書）により申告書を作成される場合は、種類別明細書にそれぞれの資産別評価額を必ず記入してください。
- (2) (1) のように自社申告書を使用する場合は右上に氏名コード（例：A01234）を転記し、提出してください。
ただし、初めて申告される方は氏名コードの記入は不要です。

[5. 申告書の提出を会計事務所等に依頼している場合]

償却資産の申告書類を、所有者ではなく、税理士・会計事務所等に送付をご希望の方は、「**償却資産申告書一式の送り先に関する届出書**」を提出してください。詳しくは、柏市ホームページにてご確認ください。

[6. その他・注意事項について]

- (1) 地方税法第353条に基づいて、償却資産に関する調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。なお、これらの調査に伴い、資産の申告漏れ等が判明した場合は、地方税法の規定通り5年の範囲で、修正申告をお願いすることがあります。
- (2) 法定期限である令和8年1月31日までに正当な事由がなく申告しなかった場合、または虚偽の申告をした場合は過料等を科せられることがあるほか、不足額及びこれに伴う延滞金がその都度追徴課税されます。
- (3) 申告書を提出した後で、申告者が申告内容に誤りを発見した場合は、速やかに正しい申告書を作成して再提出してください。
- (4) 法定期限である令和8年1月31日よりも遅れて申告書の提出があった場合、納税通知書の発送や証明書の発行が遅れる場合があります。

III 申告書等の記入例

1 住所

事前に印刷されている場合、間違えのないことを確認し、電話番号を記入してください。

受付印

2 氏名

事前に印刷されている場合、法人は代表者氏名、個人は屋号を記入してください。
なお、令和4年度申告より、押印は不要となっております。

令和8年1月17日

柏市長 あて

令和8年度
償却資産申告書(償)

前年前に 取得したもの(イ)

前年度の申告書の取得価額の種類別合計額(二)と一致します。

これは、同封しました総括表の取得価額とも同じになります。

(初めて申告される方は記入を要しません)

前年中に 減少したもの(ロ)

前年度までに申告済の資産のうち前年の1月2日から本年1月1日までに減少した資産の取得価額の合計額を「資産の種類」別に記入してください。

これは、種類別明細書(減少資産用)の合計額と同じになります。

(初めて申告される方は記入を要しません)

前年中に 取得したもの(ハ)

前年の1月2日から本年の1月1日までに取得した資産の取得価額の合計額を「資産の種類」別に記入してください。

これは、種類別明細書(増加資産・全資産用)の合計額と同じになります。

(初めて申告される方は、全資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください)

計(ニ)

本年の1月1日現在所有する全ての償却資産の取得価額の合計額を種類別に記入してください。

申告書を提出する日付を記入してください。

令和8年1月17日

柏市長 あて

令和8年度
償却資産申告書(償)

柏市柏1-1-1

(電話 7167-1111)

柏(株) 代表取締役 柏 太郎

(屋号)

資産の種類	取 得 値		
	前年前に取得したもの(イ)		
	十億	百万	千
1 構築物	1 500	000	
2 機械及び装置	1 700	000	1 500 000
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具		300 000	
6 工具、器具及び備品	1 200	000	600 000
7 合 計	4 700	000	2 100 000

資産の種類	評価額(ホ)			※決定価格(ヘ)		
	十億	百万	千	十億	百万	千
1 構築物						
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合 計						

記 入 不

《ただし、電子計算機器等による全資産申告(ホ)～(ト)も記入を必要とします。》

評価額(ホ)

評価額(ホ)を決定価格として記入してください。

決定価格(ヘ)

課税標準額(ト)

課税標準額の特例の適用のないものは、決定価格=課税標準額となります。特例の適用があるものは、決定価格×特例率、つまり決定価格から特例控除額を引いた額が課税標準額になります。

記入例1

氏名コード

自社申告書を提出する場合は、氏名コードを必ず記入してください。

正		氏名コード									
即資産課税台帳)		B 3 3 3 3 3									
3 個人番号又 は法人番号		8 短縮耐用年数の承認 有・無									
4 事業種目 (資本金等の額)		6000020122173 9 増加償却の届出 有・無									
5 事業開始 年月		印刷業 30 百万円 10 非課税該当資産 有・無									
6 この申告に 応答する者 の姓及び 氏名		S 50 年 4 月 11 課税標準の特例 有・無									
7 税理士等の 氏名		総務部 柏 次郎 (電話 7167-1111) 12 特別償却又は圧縮記帳 有・無									
		税理士 千葉 花子 (電話 7168-5500) 13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法									
額		14 青色申告 有・無									
計 ((イ) - (ロ) + (ハ)) (二) 15											
十億 百万 千 円 市(区)町村内		① 柏市柏 1-1-1									
5 295 400											
2 550 000		②									
		③									
		における事業所									
		等資産の所在地									
		16 借用資産									
		(有・無)									
300 000		貸主の名称等 柏リース(株) (7144) 1000 柏市豊四季台1-1-116									
1 250 000		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家									
9 395 400											
※ 課税標準額 (ト)		18 備考(添付書類等) 該当する項目に○を記入									
十億 百万 千 円		控え送付 控えなし 1 増減なし									
		個人番号相違なし 2 該当資産なし									
		3 廃業・解散 (年月日)									
		4 住所・名称変更 旧住所・名称:									
要											
を行う場合は》											
		照合	宛名 入力	廃業 入力	会計事務所	口座	ウェブ				
		1 2 3	1 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3				
		4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5				
		/	/	/	/	/	/				

3 個人番号又は法人番号

「行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する個人番号(12ヶタ)又は法人番号(13ヶタ)を記入してください。個人番号を記入する場合は、左側を1文字空けて記入してください。

※いわゆる「マイナンバー」です。詳しくは11ページの「個人番号・法人番号の取扱いについて」をご覧ください。

- ## 8 短縮耐用年数の承認

「有」に該当する場合は、国税局長からの「承認通知書」(写)を添付してください。

- 9 増加償却の届出

「有」に該当する場合は、税務署長への「届出書」(写)を添付してください。

- 11 課税標準の特例

「有」に該当する場合は、「課税標準の特例に関する申告書」等の提出が必要となりますので担当までお問い合わせください。

- ## 12 特別償却又は圧縮記帳

租税特別措置法の規定により特別償却及び法人税法又は所得税法の規定による圧縮記帳は認められません。

- ## 15 柏市内における 事業所等資産の所在地

2以上の事業所等資産の所在地がある場合は、それぞれの所在地を記入してください。

- ## 16 借用資產(有・無)

「有」に該当する場合は、貸主の住所、氏名、電話番号等を記入してください。

- ## 17 事業所用家屋の所有区分

事業を行っている建物の所有者が申告される方であれば自己所有に○を、それ以外の方が所有しているのであれば借家に○をしてください。

- ## 18 備考(添付書類等)

次のような事項を記入してください。

- 資産内容が前年と同様で移動がない場合
「1 増減なし」に○

※資産の増減がない場合も、この「償却資産由来書（償却資産調査台帳）」

- 資産中古書（債却資産説明書）
は必ず提出してください。

■初めて申告をされる方で、償却資産に当する資産を所有していない場合

- 「2 該当資産なし」に○

■前年中に廃業・解散等をした場合

- ### 「3 廃業・解散」に○

■ 住所、名称変更記入欄

- #### ■住所・名称変更があった場合

「4 住所・名称変更」に旧住所・旧名称を記入

記入例2

令和8年度 種類別明細書(減少資産用)

資産の種類、資産コード、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額
前年に減少した資産を、同封しました資産一覧表の「償却資産種類別明細書」から選び記入してください。

氏名コード

同封しました資産一覧表の「償却資産種類別明細書」の右上に記載の氏名コードを記入してください。

資産番号	資産の種類	資産コード	資産の名称	(カナ文字で記入してください)	所有者名	枚のうち 1枚の目	取得年月		取 得 価 額	減 少 時 期	減 少 の 事 由 及 び 区 分	摘要	要
							年	月					
01	2 0 0 0 0 1	イサヰ			柏(株)	1枚	昭和「3」 平成「4」 令和「5」	1 3 6 0	7	1,500,000	5 7 9	1・2・3・4	1・2
02	6 0 0 0 0 1	カラーテレビ						1 4 2 0	1 0	250,000	5 7 7	1・2・3・4	1・2
03	6 0 0 0 1 2	ロカー						3 4 2 6	1	150,000	5 7 3	1・2・3・4	1・2
04	6 0 0 1 5 バッジ							1 4 2 7	4	200,000	5 6	1・2・3・4	1・2
05												除却され	
06												1・2・3・4	1・2
07												1・2・3・4	1・2
08												1・2・3・4	1・2
09												1・2・3・4	1・2
10												1・2・3・4	1・2
11												1・2・3・4	1・2
12												1・2・3・4	1・2
13												1・2・3・4	1・2
14												1・2・3・4	1・2
15												1・2・3・4	1・2
16												1・2・3・4	1・2
17												1・2・3・4	1・2
18												1・2・3・4	1・2
19												1・2・3・4	1・2
20												1・2・3・4	1・2
(注意)◎太枠内を記入してください。													小計
													6
													2,100,000

資産の一部減少について
一部減少の場合は、減少区分2に○印をつけ、取得価額は全部のうち、減少した部分の額だけを記入してください。
申告漏れ資産について
過年度申告分に申告もれの減少資産がある場合は、その記入内容により、過年度(5年の範囲)に遡って更正します。該当年度の修正申告書が提出されなくとも更正します。
なお、減少時期の記入のないものについては遡って更正をしませんのでご注意ください。

小計

この小計は、償却資産申告書(記入例1)の取得価額中、前年中に減少したもの(口)の合計額と同じになります。

※この種類別明細書は複写式です。
※この書類は、そのまま電算処理用データとして使用しますので、正確に記入してください。

記入例3

数量

政治小説の歴史

①構築物
②機械及び装置
③船舶
④航空機
⑤車両及び運搬具
⑥工具、器具及び

年曆

所 有 者 名	柏(株)	資 産 の 名 称	1 枝のうち (カナ文字で記入してください)
資 産 コ ード		資 産 の 種 類	1 枝 目
資 産 の 種 類	01 1	資 産 の 種 類	01 1
行 番 号	02 2	資 産 の 種 類	02 2
行 番 号	03 2	資 産 の 種 類	03 2
行 番 号	04 2	資 産 の 種 類	04 2
行 番 号	05 6	資 産 の 種 類	05 6
行 番 号	06 6	資 産 の 種 類	06 6
行 番 号	07	資 産 の 種 類	07
行 番 号	08	資 産 の 種 類	08
行 番 号	09	資 産 の 種 類	09
行 番 号	10	資 産 の 種 類	10
行 番 号	11	資 産 の 種 類	11
行 番 号	12	資 産 の 種 類	12
行 番 号	13	資 産 の 種 類	13
行 番 号	14	資 産 の 種 類	14
行 番 号	15	資 産 の 種 類	15
行 番 号	16	資 産 の 種 類	16
行 番 号	17	資 産 の 種 類	17
行 番 号	18	資 産 の 種 類	18
行 番 号	19	資 産 の 種 類	19
行 番 号	20	資 産 の 種 類	20

(注意) ○「増加事由」の欄は、1新品用
○太枠内を記入してください。

10

氏名コード
昨年度申告された方は同封しました資産一覧表の
「償却資産種類別明細書」の右上に記載の氏名
コードを記入してください。

増加事由
増加事由の中から該当コードを選び、○印をつけて下さい。
1新品取得
2中古品取得

申告もれ資産について
過年度申告分に申告もれの増加資産がある場合は、その記入内容により、過年度（5年の範囲）に遡つて課税（更正）します。該当年度の修正申告書が提出されなくても課税（更正）します。

耐用年数省令の一部改正に該当する資産について
新たに申告する資産で、平成19年以前に取得了した資産の耐用年数を変更する場合、「耐用年数」欄に変更前の耐用年数を朱書きで記入し、「摘要」欄に耐用年数変更年度と変更後の耐用年数を朱書きで記入してください。

- 事業用賃却資産を取得するためには、その取得時ににおいて通常支出すべき金額を言います。すなわち当該賃却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、開院料、据付費等、資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含めた合計額を記入してください。
- いわゆる圧縮記帳を行っている場合は、それらの圧縮額を取得価額に含めてください。
- 改良費の支出があつた場合には、本体と別にし、ひとつの資産として記入してください。
(耐用年数は本体と同じ)

- 税込経理方式の場合は消費税を含めた額が取扱額となります。
- 税抜き経理方式の場合は消費税を含めない額が取扱額となります。

小計 この小計は、償却資産申告書(記入例1)の取得価額中、前年中に取得したもの(ハ)の合計額と同じになります。

個人番号・法人番号の取扱いについて

申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）については、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認、及び代理権確認）を実施させていただきます。窓口へご提出の際は、以下のいずれかの本人確認資料をお持ちください。郵送または電算申告にてご提出の際は、以下のいずれかの本人確認資料の写しを添付してください。また、法人番号を記入した申告書を提出する場合は本人確認資料の添付は不要です。

本人（納税義務者）が申告書を提出する場合	
確認項目	確認資料
番号確認資料	個人番号カード 通知カード※ ¹ 住民票の写し※ ² など
身元確認資料	個人番号カード 運転免許証 旅券（パスポート）など

代理人が申告書を提出する場合	
確認項目	確認資料
本人（納税義務者）の番号確認資料	個人番号カード 通知カード※ ¹ 住民票の写し※ ² など
代理人の身元確認資料	個人番号カード 運転免許証 旅券（パスポート）など
代理権の確認資料	税務代理権限証書（税理士） 委任状 など

※¹ 記入事項に変更がない場合、もしくは正しく変更手続きされている場合に限ります。

※² 個人番号が記入されたものに限ります。

用語集

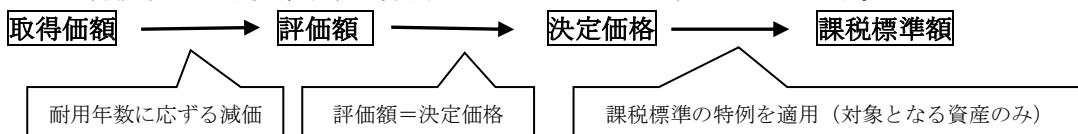
①【賦課期日（ふかきじつ）】

税が課せられる基準となる日のことです。固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者が納税義務者となります。

②【課税標準額（かぜいひょうじゅんがく）】

毎年1月1日現在の償却資産の価格で、減価償却（旧定率法による）させた後の価格です。

※取得価額から課税標準額が算出されるまでの流れは次のとおりです。



◆税額の算出方法◆

課税標準額の合計に基づき、税額を算出します。

$$\boxed{\text{課税標準額の合計} (1,000 \text{ 円未満切捨て})} \times \boxed{\text{税率} (100 \text{ 分の } 1.4)} = \boxed{\text{税額} (100 \text{ 円未満切捨て})}$$

③【免税点（めんぜいてん）】

課税標準額が150万円未満の場合、固定資産税は課税されません（ただし申告は必要です）。この基準となる線引きを免税点といいます。

④【耐用年数(たいようねんすう)】

減価償却資産を本来の用途で使用した場合、通常予定される効果をあげることができると見込まれる年数をいいます（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）により定められています。）。なお、耐用年数の短縮を行うことを認められた償却資産については、国税庁の承認を得た短縮耐用年数で申告していただきます。

チェックシート

提出される前の確認にご活用ください。

共通確認事項

申告書に記入されていますか？

1. 住所・電話 2. 氏名または法人名 6. この申告に応答する者の係及び氏名・電話
 7. 税理士等の氏名・電話 15. 市（区）町村内における事業所等資産の所在地

資産の減少がある方

種類別明細書（減少資産用）に記入されていますか？

- 所有者名 氏名コード 資産の種類 資産コード 名称 数量
 取得年月 取得価額 減少時期 減少の事由及び区分

資産の増加がある方

種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入されていますか？

- 所有者名 氏名コード 資産の種類 名称 数量 取得年月
 取得価額 耐用年数 増加事由

資産の増加・減少がない方

前年度に申告された方（資産を所有されている方）

- 申告書の取得価額（イ）の金額が（ニ）に記載されていますか？
 『18. 備考欄』の「1 増減なし」に○が付いていますか？

初めて申告される方で、該当する資産がない方

- 『18. 備考欄』の「2 該当資産なし」に○が付いていますか？

廃業・解散された方

- 申告書の『18. 備考欄』「3 廃業・解散」に○を付け、年月日の記入をしていますか？

住所・名称が変更になった方

旧住所・旧名称が印字された申告書をお持ちの方

住所等変更後、初めて申告される際に
記入してください。

- 印字されている旧表記に抹消線を引き、正しい表記を記入していますか？

新住所・新名称が印字された申告書をお持ちの方、または印字のない申告書をお持ちの方

- 『18. 備考欄』「4 住所・名称変更」に○を付け、旧住所・旧名称を記入していますか？

郵送で申告書を提出される場合、こちらを
「宛名」として切り取ってご利用ください。



〒277-8505

柏市柏五丁目10番1号

柏市役所 財政部 資産税課 償却資産担当 行